

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年8月18日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区資源循環センター等運営業務及び売払代金徴収事務委託

(2) 業務内容

世田谷区資源循環センター、世田谷区喜多見資源化センター、喜多見保管・積替え施設において、区内で回収したガラスびんの中間処理、再商品化事業者への引渡し業務等の施設運営を委託するものです。 ※詳細は募集説明書を参照

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5か年）

※本業務に関わる契約締結は単年度ごとに行い、次年度以降の契約締結は当該年度における予算配当があること及び前年度までの履行状況が良好であることを条件とします。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 「世田谷区資源循環センター等運営業務及び売払代金徴収事務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。
- (6) 本区若しくは他の自治体において、同種の業務（日量30.1トン以上の処理能力を有する施設の運営）を受託した実績があること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 同種又は類似業務の実績と今後の計画

- ① ガラスびんの資源化ルートの確保状況（引渡し等の実績）
- ② プラント運営管理の実績
- ③ 普及啓発（地域貢献）への取組の計画と実績

(2) 実施・管理体制

- ①会計監査等の実施状況
- ②技術管理者の資格・経験
- ③個人情報の管理体制
- ④緊急時における危機管理体制

(3) 業務の理解度及び企画力

- ①リターナブルびんの選別・搬出計画
- ②ガラスカレットの搬出計画
- ③搬入車両の路上待機回避の対策計画
- ④多量排出期（年末年始等）の稼働時間延長計画
- ⑤見学者対応についての計画及び新たな提案
- ⑥プラントの稼働管理、異常や故障等の対応方法
- ⑦施設維持管理業務（プラント保守、日常清掃）の作業計画
- ⑧施設から排出される事業系廃棄物（資源分別回収及びガラスびん中間処理業務で発生した残渣除く）の処理方法
- ⑨運営に必要な人員の確保
- ⑩高齢者、障害者や地域雇用等に関する雇用計画
- ⑪喜多見資源化センターの稼働体制について
- ⑫運搬車両の維持管理

(4) 運営等経費

- ①見積り金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒156-0043

世田谷区松原六丁目3番5号 梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課事業担当

電話：03-6304-3267

FAX：03-6304-3341

※受付時間は午前9時～午後5時とする（土・日曜日、祝日を除く）

(2) 募集説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間 令和7年8月18日（月）～9月1日（月）

②場 所 世田谷区ホームページ及び（1）担当部課窓口で交付
ホームページ掲載箇所

[世田谷区トップページ](#)→[区政情報](#)→[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→
→[現在実施中のプロポーザル情報](#)

③交付方法 区のホームページからのダウンロード又は窓口で希望者に無償交付する。
※窓口での配布時間は午前9時～午後5時とする（土・日、祝日を除く）。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出先及び方法

①提出期限 令和7年9月1日（月）

②提出先 （1）担当部課に同じ

③提出方法 直接持参すること（郵送不可）

※受付時間は午前9時～午後5時とする（時間厳守、土・日、祝日を除く）。

(4) 提案書の提出期限並びに提出先及び方法

①提出期限 令和7年10月6日（月）午後5時（時間厳守）

②提出先 (1) 担当部課に同じ

③提出方法 電子メールまたは直接持参すること（郵送不可）

※受付時間は午前9時～午後5時とする（土・日、祝日を除く）。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) 担当部課に同じ

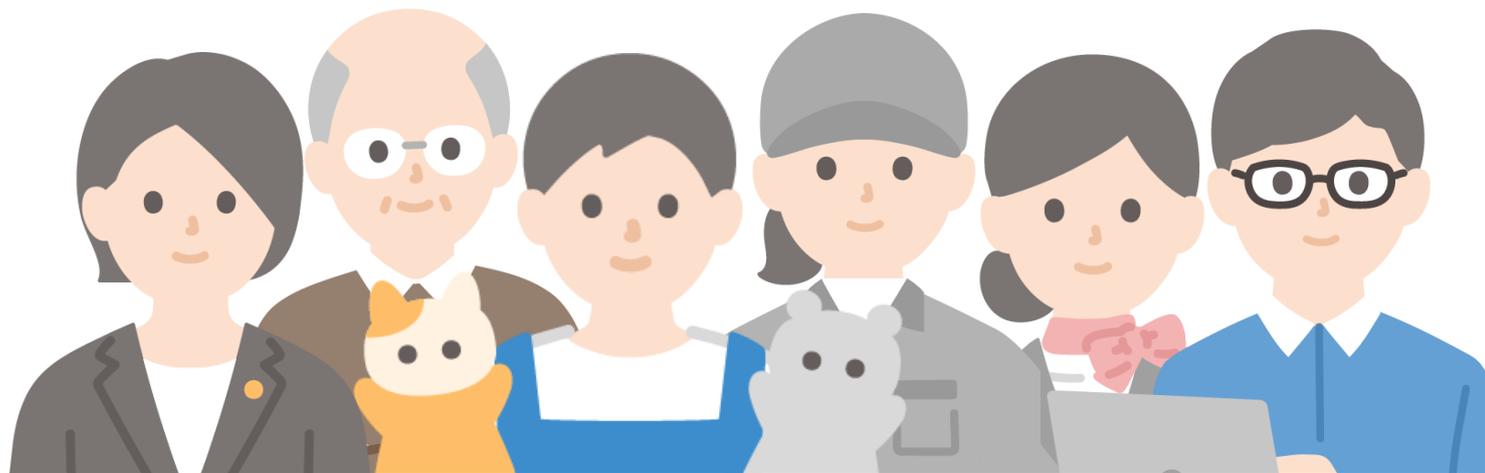
(6) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(8) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。

(9) 詳細は募集説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手(特殊)	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手(一般)	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,460円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。